

「あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」及び「あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）」の骨子

【背景】

平成23年5月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、これに伴い、介護保険法の一部が改正されました。

この中で、従来、国（厚生労働省令）で定めていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準については、市町村が条例で定めることとなりました。

これを受け、市では、「あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を制定します。

【基準の類型について】

基準の類型	内 容	省令における項目
<p>従うべき基準 省令で定める基準に従い定めるもの</p>	<p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実用に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に係る基準及び当該従業者の員数 ・居室の床面積 ・小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）及び認知症対応型通所介護（介護予防含む。）の事業に係る利用定員 ・事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者又は要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

標準 省令で定める基準を標準として定めるもの	法令の「標準」を通常によるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許されるもの	・利用定員 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）及び認知症対応型通所介護（介護予防含む。）の事業に係る利用定員を除く。）
参酌すべき基準 省令で定める基準を参酌するもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	・その他の事項

地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）第8条第1項の規定に基づく地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）より抜粋

【本市の考え方】

本市では、条例の制定に当たり、根拠となる法令の条文において、「従うべき基準」、「標準とする基準」及び「参酌すべき基準」に該当するものすべて、現行の国（厚生労働省令）の基準のとおりとします。

【地域密着型サービス】

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスをいいます。区市町村がサービス提供事業者の指定、指導及び監督を行います。また、サービスの利用者は、原則としてその区市町村に住んでいる高齢者等に限られます。

【基準を定める各事業】

事業名	提供内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて定期的に巡回する訪問介護と看護師等による訪問看護が一体的に受けられるもの
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的に巡回する訪問介護と随時の訪問介護が受けられるもの
認知症対応型通所介護（介護予防含む。） （認知症対応型デイサービス）	認知症の方が、介護施設等で食事、入浴、レクリエーション、機能訓練などを日帰りで受けられるもの

小規模多機能型居宅介護（介護予防含む。）	小規模な住居型の施設で、「通い」を中心として、自宅への「訪問」、施設での「短期間の宿泊」などを組み合わせて、食事、入浴などが受けられるもの
認知症対応型共同生活介護（介護予防含む。） （認知症高齢者グループホーム）	認知症の方が、9人以下の少人数で共同生活を送る施設で、食事、入浴、機能訓練などが受けられるもの
地域密着型特定施設入居者生活介護 （有料老人ホームなど）	定員29人以下の小規模の介護専用の有料老人ホームなどで、食事、入浴、機能訓練などが受けられるもの
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	定員29人以下の小規模の介護老人福祉施設で、食事、入浴、機能訓練などが受けられるもの
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、利用者の状態に応じて、「通い」、「泊まり」、「訪問」を柔軟に受けられるもの

【制定する条例】

- ① あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【根拠となる厚生労働省令等】

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

（平成18年厚生労働省令第34号）

- 介護保険法第78条の2

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2及び3省略

4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- (2) から(12)まで省略

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6から11まで省略

○ 介護保険法第78条の4

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

- (1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- (2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- (3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- (4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- (5) 指定地域密着型サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4から8まで省略

あきる野市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

第1章 総則

条及び節	主な内容
第1条から第3条まで	<p>第1条（趣旨）</p> <p>この条例は、指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>
	<p>第2条第2項（定義等）</p> <p>法第42条の2第1項本文で指定する指定地域密着型サービス事業者について、法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>

第2章 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

条及び節	主な内容
第4条から第44条まで 基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例	<p>第6条</p> <p>オペレーター、訪問介護員等、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数等について規定する。</p>
	<p>第7条</p> <p>管理者について規定する。</p>
	<p>第8条</p> <p>専用の区画、必要な設備及び備品等について規定する。</p>
	<p>第9条</p> <p>重要事項の説明及び同意について規定する。</p>
	<p>第10条</p> <p>提供拒否の禁止について規定する。</p>
	<p>第26条</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成について規定する。</p>
	<p>第27条</p> <p>同居家族に対するサービス提供の禁止について規定する。</p>
	<p>第32条</p>

	勤務体制の確保等について規定する。
	第35条 秘密保持等について規定する。
	第40条 事故発生時の対応について規定する。

第3章 夜間対応型訪問介護

条及び節	主な内容
第45条から第59条まで 基本方針等、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準	第47条 オペレーター、訪問介護員等の員数等について規定する。
	第48条 管理者について規定する。
	第49条 専用の区画、必要な設備及び備品等について規定する。
	第52条 夜間対応型訪問介護計画の作成について規定する。
	第56条 勤務体制の確保等について規定する。
	第59条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、同居家族に対するサービス提供の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応について規定する。

第4章 認知症対応型通所介護

条及び節	主な内容
第60条から第80条まで 基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準	第61条 生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員の員数等について規定する。
	第62条 管理者について規定する。
	第63条 食堂、機能訓練室、食堂と機能訓練室を合わせた床面積、静養室、相談室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品等について規定する。
	第65条

	利用定員等について規定する。
	第66条 管理者について規定する。
	第71条 認知症対応型通所介護計画の作成について規定する。
	第74条 勤務体制の確保等について規定する。
	第80条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応について規定する。

第5章 小規模多機能型居宅介護

条及び節	主な内容
第81条から第108条 まで 基本方針、人員に関する基 準、設備に関する基準、運 営に関する基準	第82条 介護従事者、看護師又は准看護師、介護支援専門員の員数等について規定する。
	第83条 管理者について規定する。
	第84条 代表者について規定する。
	第85条 登録定員及び利用定員について規定する。
	第86条 居間、食堂、台所、宿泊室、宿泊室の床面積、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品等について規定する。
	第92条（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 身体拘束等の禁止について規定する。
	第96条 小規模多機能型居宅介護計画の作成について規定する。
	第108条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応、勤務体制の確保等について規定する。

第6章 認知症対応型共同生活介護

条及び節	主な内容
第109条から第128条まで 基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準	第110条 介護従事者、計画作成者、介護支援専門員の員数等について規定する。
	第111条 管理者について規定する。
	第112条 代表者について規定する。
	第113条 共同生活住居の数及び入居定員、居室の定員、居室の床面積、居間、食堂、台所、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備等について規定する。
	第114条 入退居について規定する。
	第118条 認知症対応型共同生活介護計画の作成について規定する。
	第123条 勤務体制の確保等について規定する。
	第128条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応について規定する。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護

条及び節	主な内容
第129条から第149条まで 基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準	第130条 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成者の員数について規定する。
	第131条 管理者について規定する。
	第132条 一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室、居室の定員について規定する。
	第133条（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

	重要事項の説明及び契約の締結について規定する。
	第134条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等） 提供拒否の禁止について規定する。
	第138条（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針） 身体拘束等の禁止について規定する。
	第139条 地域密着型特定施設サービス計画の作成について規定する。
	第146条 勤務体制の確保等について規定する。
	第149条（準用） 秘密保持等、事故発生時の対応について規定する。

第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

条及び節	主な内容
第150条から第177条まで 基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準	第150条第2項 介護保険法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。
	第151条 医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員の員数等について規定する。
178条から189条まで ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準	第152条 居室、居室の定員、入所者1人当たりの床面積、静養室、浴室、洗面設備、便所、医務室、食堂及び機能訓練室、廊下幅、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備について規定する。
	第154条 入退所について規定する。
	第158条 地域密着型施設サービス計画の作成について規定する。
	第166条 管理者による管理について規定する。
	第169条 勤務体制の確保等について規定する。

	第173条 秘密保持等について規定する。
	第175条 事故発生時の防止及び発生時の対応について規定する。
	第177条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止について規定する。
	第180条 居室の定員、1ユニットの入居定員、居室の床面積、共同生活室、洗面設備、便所、浴室、医務室、廊下幅、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備について規定する。
	第182条（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針） 身体拘束等の禁止について規定する。
	第187条 勤務体制の確保等について規定する。
	第189条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、入退所、地域密着型施設サービス計画作成、管理者について規定する。

第9章 複合型サービス

条及び節	主な内容
第190条から第202条まで 基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準	第191条 介護従事者、保健師又は看護師、看護職員、介護支援専門員の員数等について規定する。
	第192条 管理者について規定する。
	第193条 代表者について規定する。
	第194条 登録定員及び利用定員について規定する。
	第195条 居間、食堂、宿泊室の定員、宿泊室の床面積、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備及び備品等

	について規定する。
	第197条（指定複合型サービスの具体的取扱方針） 身体拘束等の禁止について規定する。
	第199条 複合型サービス計画等の作成について規定する。
	第202条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応等勤務体制の確保等について規定する。

【制定する条例】

- ② あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

【根拠となる厚生労働省令等】

- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)

- 介護保険法第115条の12

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2) から(12)まで省略

- 3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4から7まで省略

○ 介護保険法第115条の14

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4から8まで省略

あきる野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）

第1章 総則

条及び節	主な内容
第1条から第3条まで	<p>第1条（趣旨）</p> <p>この条例は、指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p>
	<p>第2条第2項（定義等）</p> <p>法第54条の2第1項本文で指定する指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第115条の12第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人である者とする。</p>

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

条及び節	主な内容
<p>第4条から第42条まで</p> <p>基本方針、人員及び設備に関する基準、運営に関する基準</p> <p>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>第5条</p> <p>生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員の員数等について規定する。</p>
	<p>第6条</p> <p>単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る管理者について規定する。</p>
	<p>第7条</p> <p>食堂、機能訓練室、食堂と機能訓練室を合わせた面積、静養室、相談室及び事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにその他必要な設備及び備品等について規定する。</p>
	<p>第9条</p> <p>利用定員等について規定する。</p>
	<p>第10条</p> <p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る管理者について規定する。</p>

	第11条（内容及び手続きの説明及び同意） 重要事項の説明及び同意について規定する。
	第12条 提供拒否の禁止について規定する。
	第28条 勤務体制の確保等について規定する。
	第33条 秘密保持等について規定する。
	第37条 事故発生時の対応について規定する。
	第42条（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針） 介護予防認知症対応型通所介護計画の作成について規定する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

条及び節	主な内容
第43条から第69条まで 基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第44条 介護従事者、看護師又は准看護師、介護支援専門員の員数等について規定する。
	第45条 管理者について規定する。
	第46条 代表者について規定する。
	第47条 登録定員及び利用定員について規定する。
	第48条 居間、食堂、台所、宿泊室、宿泊室の定員、宿泊室の床面積、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等について規定する。
	第53条 身体拘束等の禁止
	第65条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、勤務体制の確保等、秘密

	保持等、事故発生時の対応について規定する。
	第67条（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針） 介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成について規定する。

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

条及び節	主な内容
第70条から第90条まで 基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第71条 介護従事者、計画作成担当者、介護支援専門員の員数等について規定する。
	第72条 管理者について規定する。
	第72条 代表者について規定する。
	第74条 共同生活住居の数及び入居定員、居室、居室の定員、居室の床面積、居間及び食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他必要な設備について規定する。
	第75条 入退居について規定する。
	第78条 身体的拘束等の禁止について規定する。
	第81条 勤務体制の確保等について規定する。
	第86条（準用） 重要事項の説明及び同意、提供拒否の禁止、秘密保持等、事故発生時の対応等について規定する。
	第88条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針） 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成